

ギリシャ政府の新型コロナウイルス対策
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年6月28日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、7月5日までとなっています。

■1 今回の延長に伴う主な変更点

- (1) 夜間の外出禁止令を解除する。
- (2) 国内航空便及び船舶の利用時におけるラピッドテストは、出発前48時間以内に緩和する。(以前は24時間以内)
- (3) 飲食店における1テーブルの人数制限を10人までとする。(以前は6人まで)
- (4) ワクチン接種完了した公共・民間部門の従業員に対しては、週1回義務づけられてきたセルフテスト陰性結果の提出義務を免除する。
- (5) エレベーターは、定員40%までとする。(以前は10%)
- (6) 有料ビーチは、人数制限を1,000平方メートルにつき120人までとする。
- (7) 公共部門において、来館者の人数制限は16平方メートルにつき1人までとする。また、屋外でも周囲との距離を少なくとも1.5メートル確保できない場合はマスク着用を義務付ける。ハイリスクグループの労働者は、訪問者等部外者との接触がない職場においては出勤再開が可能。
- (8) 7月1日から、屋外での宴会場(ケータリングを含む)は、参加者人数制限を300人までとする。(現行は100人まで)
- (9) 7月1日から、屋内映画館を再開する。観客動員数は50%までとし、チケットは電子チケットのみ購入可、休憩時間は禁止。入館時にワクチン接種完了証明書、上映前72時間以内のPCR検査陰性結果証明書、48時間以内のラピッドテスト陰性結果証明書、24時間以内のセルフテスト陰性結果証明書、新型コロナウイルス疾患または感染証明書のいずれかを提示。(屋外映画館は既に営業しており、証明書等の提示義務はなし。)

■2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210628_kokunai.pdf

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

e-mail : consular@at.mofa.go.jp